

# 『虞初新志』 書鄭仰田事より見る明末清初の析字

田 中 良 明

## 緒言

『虞初新志』卷十六に載す錢謙益の書鄭仰田事（『初學集』卷二十五にも收む）は、老僧より「拆字歌訣」を初めとして、「青囊(一)、袖中(二)、壬遁(三)、射覆諸家之術(四)」を授かり、特に「觀梅拆字」によって名の知られた明末の占者鄭仰田(五)の事跡を記している。「析字」は、別に折字・離合、或いは瘦語・隱語・謎語とも呼ばれ、文字（漢字）の形音義によって別字を導き出す手法であり、文學の離合詩や遊戯の「燈謎」などに用いられることが有り、また災異説・讖緯説や夢占などに用いられることも有り、夢占に限らず文字によって占う占術を相字(六)・測字とも呼ぶ。

本稿は、その「析字」もしくは「觀梅拆字」と稱される占術の内容と淵源、また書鄭仰田事に記された鄭仰田の占例が、字形の解釋によって爲されるものに偏ることの特異性について、他の相字資料を参照することで確認していくものである。

## 一、析字と相字

緒言に述べたように、析字は占い以外にも用いられることが有り、近人陳望道氏は、諸文献に於ける析字を修辭學上の用法として、

字には形・音・義の三つの側面が有る。用いる字の形・音・義の三つの側面を分析することで、別の字がその字と一つの側面で一致したり関連したりすることがわかり、そこからその字を借りてもとの字に代用したり意味を推し広めていくことを、析字辭と名づける。

と整理している。<sup>(九)</sup> 陳氏は更にその具体的な方法を、化形(離合・増損・借形)、諧音(借音・切脚・雙反)、衍義(代換・牽附・演化)の九種に定める。今これらの詳細は略すが、概ね下記のような分類となる。

(一) 化形：字形を変化させる析字。

(甲) 離合：一つの字形を折開して用いる。「劉」を「卯金刀」とする類。

(乙) 増損：一つの字形に他の字形を増損して用いる。「王」に対し「有言則証、近犬使狂。」という類。

(丙) 借形：既存の字句の字形を変えずに別の意味に用いる。「夫人」と読むべき字句を「夫人」の意味で用いる類。

(二) 諧音：普通の字や反切を用いる析字。

(甲) 借音：普通の字を用いる。「魚」と普通の「餘」を用いて「富貴有餘」という類。

(乙) 切脚：一つの字を反切二字にして用いる。「茨」を「蒺藜」とする類。

(丙) 雙反：二つの文字から二つの反切婦字を導き出して用いる。「叔寶」から「少福」の二字を導き出す類。

(三) 衍義…字義から展開する析字。

(甲) 代換…同義の字句を用いる。「胤子朱啓明」を「嗣子丹朱開明」とする類。

(乙) 牽附…既存の字句から類推される字句を用いる。「左傳」に対し「右傳」という類。

(丙) 演化…一種の隱語。『左氏傳』に見える「庚癸」といって「穀水」を指す類。

これら陳氏の整理する修辭法としての析字が、字形・字音・字義という漢字の有する特性それぞれを用いた方法である點に注意したい。例えば、借音は漢の高祖が柏人縣を通つた際、縣名を聞いて「迫於人（迫人）」と解釋してすぐさまその地を去り、趙相貫高の凶手を避けた故事が有り（『史記』卷八十九、張耳陳餘列傳）、雙反は二字句を上下に反切して二字の音韻を導き出し一句（反語）を作り出す手法であり、これらは共に占いや災異解釋に用いられることが多く、後者は日本でも年號に對して用いられた例が有るが、宋以後の相字の事例には、字形を用いるものが多く、字音・字義を用いるものを見ることは稀なためである。

書鄭仰田事には、鄭仰田の占例三件を載せた後に、「其の射決奇中、悉くは數ふる可からず。宋の謝石も道ふに足らざるなり。」と記す。宋の謝石とは、北宋の宣和年間より南宋の紹興年間の人であり、諸文獻にその事跡が見える（後述）。清の紀曉嵐は『閱微草堂筆記』卷七に、

亥に二首六身有るは、是れ拆字の權輿なり。漢代の圖讖、多く點畫を離合す。宋の謝石の輩に至り、始めて是れが術を以て専門たり。

と説き、次いで自らが經驗した測字の事跡を記しているが、これは經書に見える析字が、漢代の讖緯説に用いられた離合を経て、宋の相字（測字）に至るといふ歴史的展開を描いたものである。確かに析字という手法は、先掲の

陳氏の説に見えるように、古く經書の中にも見え、漢代には讖緯説や災異説、或いは夢占などの占術に援用され、宋の相字にも用いられている。しかし、宋代以前の用例は、吉凶禍福に觸れることが有っても、それは既存の語句（人名や年號・題字等）に對して析字を行ったものであり、占問者が書した一字を用いて占うことは、北宋末の謝石より前に見ることができない。

緒言に述べた廋語・隱語・謎語については、嘗て舊稿にも述べた所ではあるが、劉勰の『文心雕龍』（諧謔第十五）が、謎語の重點は知惠比べに在り、廋語や隱語が趣向や暗示に重きを置くのとは異なる」と説くのに對し、清の趙翼の『陔餘叢考』（卷二十二、謎）は、この『文心雕龍』の文を前提としながらも、「謎は即ち古人の隱語なり（謎即古人之隱語）」と兩者の混同を爲しており、その初期の例として『春秋左氏傳』や漢代の讖緯・災異の説を引いている。また、明末清初の人である周亮工は、自身が謝石の法を用いて測字を行っていたことが知られるが（『字觸』山方文序）、その撰著である『字觸』は、廋語・隱語・謎語は固より、離合詩や讖緯・災異の説、謝石や鄭仰田等の相字の占例まで、古今の事例を列擧している。

紀曉嵐・趙翼・周亮工は、いずれも博覽の士である。恐らく彼らは、その博覽に據つて古今の詩文に見える析字の手法の共通性に着目し、その歴史的展開を見出したのではないだろうか。自らが経験した測字の事跡を並記する紀曉嵐は兎も角、趙翼などは『陔餘叢考』卷三十二に別に「測字」の一條を設けており、「此の術何れの時に起るかを知らず（此術不知起於何時）」としながらも、擧げる古例は『後漢書』に見える公孫術や蔡茂の夢占の例であり、他は殆ど本稿に後述する宋の謝石や周生等の相字の例であり、隱語・謎語と測字とが同様の方法（析字）を用いながらも、特に後者が思想を異にする占術であると認識していたことは明らかであろう。彼らに前後して編纂

された『古今圖書集成』は、理學彙編文學典隱語部に離合詩・廋語・隱語・謎語の類を採録しているが、相字・測字の類については、別に博物彙編藝術典拆字部を設け、兩者を明白に區別している。

つまり明末清初に於いて、文人達は廋語・隱語・謎語や、離合詩や讖緯・災異の説、そして相字に、後に陳氏が整理する共通した文字解釋の手法が存在することに気づいていたのではあるが、紀曉嵐や周亮工がそれらを手法の共通性から一つに包括して扱ったのに對し、趙翼や『古今圖書集成』は、相字のみをその枠組みから外して單獨に扱うのである。これは恐らく、前者が文字解釋の手法・原理といった内的な特性に着目し、後者が人や社會への作用という外的な特性に着目したために起きた差異であると考えられようか。

また、文字解釋の手法の共通性によつて相字を謎語・離合詩や讖緯・災異の説と総括する觀點は、文字に依據した文化を見ていく上で確かに有益な方法ではあるが、それによつて相字の占いとしての特性を見逃してはならない。趙翼が吐露した「此の術何れの時に起こるかを知らず」との認識は、既に南宋の何遠の『春渚紀聞』が謝石の占例を載せた後の「都人益々共に之を神とし、而して其の竟に何れの術を挟むかを知らざるなり。」<sup>(一七)</sup>という結語や、金末元初の元好問の『續夷堅志』卷四が南宋初期の相字者の占例を載せた後に、

嘗て同舍生孟津の李蔚慶之と論じ此に及ぶ。予謂ふ「古に相字の法無し、殆ど是れ挟むに他術を以てせんか。」<sup>(一八)</sup>と。李曰ふ「然らず。此れ龜卜の餘意なるのみ。」と。

と記した李蔚との問答にも見ることで、何遠と元好問と、時は百年違い、地は南北に距たるも、共に相字の由來する所を知らずにいるのである。先述したように、趙翼は測字の例として『後漢書』に見える夢占に用いられた文字解釋を擧げてはいるが、占問者が書した一字を解釋して占うことは、北宋末の謝石より前に見ることはできな

い。何遠と元好問の疑問も、ここに在るのであろう。これらの記述は、相字が兩宋の際に謝石の登場と前後して、突如として現れた新奇な占術であったことを物語っている。

なお、正史の目録類には、『舊唐書』卷四十七經籍志下丙部子錄五行類に「解文一卷」が著録されており（新志も同じ）、「解文」の意味は未詳だが、五行類に著録されようことは恐らく占書であろう。また、『宋史』卷二百六藝文志五子類二五行類には「六神相字法一卷」が著録されており、占者が自らが「相字」と稱した跡を見ることがができる。それに對して錢謙益の書鄭仰田事が、明末に鄭仰田が老僧より「拆字歌訣」を授かり「觀梅拆字」を行ったと記すのは、錢謙益に周亮工や紀曉嵐同様の思考が有ったとも考えられるが、『古今圖書集成』が相字を拆字部に収めて『拆字數』等の書を引くことを見れば、既に明末には占者側より自らの相字を「拆字」と稱する風潮が起こっていたと見るべきである。

## 二、宋の謝石等の相字

前節に引いた紀曉嵐の『閔微草堂筆記』に指摘されるように、相字という占術は宋の謝石によって世に現れることとなる。謝石は、同時代の何遠の『春渚紀聞』によれば、

謝石潤夫、成都の人。宣和の間京師に至り、相字を以て人の禍福を言ふ。相を求むる者は但だ意に隨ひて一字を書せば、即ち其の字に就き離析して言ひ、奇中せざる者無く、名は九重に聞（十九）こゆ。

と、「離析」つまり離合析字によって相字を行い名聲を得ていた人物である。『春渚紀聞』は、この後に謝石の占例

を二つ記している。今それを節略し謝石の相字の要點を擧げる。

一つは、徽宗が「朝」字を書して寵臣に持たせて行かせると、謝石は本人の書したものでないと看破し、「朝」字を「離（分離）」して「十月十日」と爲し、その日に生まれた「天人」の書したものであると述べる。十月十日は徽宗の生日である。<sup>(一七)</sup>

もう一つは、とある朝士の妻が臨月を過ぎても出産しないことについて「也」字を書して夫に持って行かせると、謝石は問われる前に「謂語助者、焉哉乎也」と『千字文』を引用してその朝士の内助（妻）の書である事、「也」字を分解して妻の年齢が「三十一（卅一）」である事、「也」字に「水」を着ければ「池」となり、「馬」を着ければ「馳」となるが、今「水」も「馬」も無いため水路も陸路も行けないことから、妻が現在身動きできない事、「也」字に「人」を着ければ「他」になるが今「人」が無いため、妻には近親者がいない事、「也」字に「土」を着ければ「地」になるが今「土」が無いため、妻の實家の財産が盡きている事、の四事を言い當て、朝士が臨月を過ぎている件を問うと、「也」字の中央に「十」字が有り、「兩傍二豎」と「下一畫」とを合わせて「十三」箇月で生まれると説き、更に「也」字に「虫」が着けば「虵」になるので、妻が懐妊しているのは蛇妖であるが、今「虫」が無いので害は無い、と藥を與えた所、果たして妻は數蛇を下して體は快復したという。

この二例から謝石の析字の特徴を見れば、先ず何よりも、謝石は占問者が「書」した文字を用いて占っており、これは後述する他の例にも共通する特徴である。また、「朝」字を「十月十日」とし、「也」字を「三十一（卅一）」「十三」するのは、字形を分解し、分解した文字それぞれに意味を持たせているのであり、陳氏の説く化形の離合に当たり、「也」字に「水」「馬」「人」「土」「虫」を着けて「池」「馳」「他」「地」「虵」とするのは、陳氏の説く

化形の増損（の増）がこれに当たり、共に字形に依據した文字解釋を行っていることが特徴として挙げられよう。

『夷堅志』補卷第十九は、紹興八年に臨安へ来た謝石の占例二事を記すが、一つは眞珠の冠を失った樊將仕の妻が「失」字を書して問うた所、謝石は妻が「朱」氏であり、冠は妻の輩行が「二十八」の兄が借りていると説いており、これも陳氏の説く化形の増損と離合を用いている。しかし、もう一つの例は、病人の書した「申」字に對して「亦好」と答えるが、占問者の歸つた後に、實はその「中帶燥筆」の書體が「丹田既燥、其人必死。」を示しているのだと述べる。これは「申」字の形音義いずれにも依據せず、そこに書かれた書體に依據した占いであって、陳氏の説く析字の範疇には當然含まれない。

前述した『春渚紀聞』の「也」字を中央の「十」字に「兩傍二豎」と「下一畫」とを合わせた「十三」とするの(二十一)も、「也」字を五畫で書いており、大分特殊な書體を想起させる。こうした占問者固有の書體、言わば書き癖を用いる占いは、謝石の相字の三つ目の特徴であり、宋の郭象の『睽車志』にも、建炎年間に、相字を善くした術者周生が、政界を引退しようとする趙・秦二公が各々書した「退」字を占い、

趙は必ず去らん。秦は必ず留まらん。日は君の象。趙は退字を書し、人の日去ること遠し。秦は人字を書して日下に密附し、日字の左筆下に連なり、而して人字の左筆之を斜貫し、踪跡固し。退かんと欲するも得ん(二十二)や。

と答えたと有る。これは、二公の書した「退」字の傍の「艮」を離合して「日」「人」としているが、兩者の書き癖が異なるために、占いの結果も異なっているのであり、書體に依據した占いが謝石のみに見られる特徴ではないことを示している。

これに類似して、同じ文字に對して異なる占者がそれぞれに異なる結果を占った例も有る。先掲の元好問『續夷堅志』卷四には、宋の高宗南渡の折り、ある人が「杭」字を書いて相字者に問うた所、「杭」字を離合して「兀朮」とし（兀朮は金の皇族）、「兀朮將に至らんとす、當に其の鋒を避くべし。（兀朮將至、當避其鋒）」と答えられ、果たして兀朮が兵を擁して南下したと載っているが、南宋の趙彥衛の『雲麓漫鈔』卷十二には、同じく高宗幸杭の折り、日者（占者の古稱）楊氏に「杭」字を占わせた所、

今より賀す可し。杭字は文に於いて之を離合すれば、兀朮の字有り。且つ杭は降なり。兀朮其れ降らんか。<sup>(二一三)</sup>

と説いたと載っている。この内、「杭」を「降」としているのは、兩字を同音字として扱うのであり、陳氏の説く諧音の借音に當たる。<sup>(二一四)</sup>字音を用いた相字の例として注目に値する。

また、先掲の『春渚紀聞』には「相を求むる者は但だ意に隨ひて一字を書す」と有ったが、『夷堅志』補卷第十九は、謝石の事跡に次いで紹興年間に活躍した朱安國の相字の事跡を載せ、その中に、

文惠公參知政事と爲り、上章して去るを丐ふ。未だ諧はずして、朱予を訪ふ。予曰く「書信中の字を用ひて占ふ可きや否や。」と。曰く「可なり。」と。即ち書中の去字を指し之に觀しむ。其の體草を帶ぶ。朱捧玩し咨嘆して曰く「此れ尊官、已に是れ貴人。今占ふ所は何事ぞ。」と。予曰く「兩府に任せられ、方に力めて去らんことを求む。」と。朱曰く「正に頭を鑽ちて天上に出づれば、位を將て百僚に冠たらん。休逸の請を詢るを庸<sup>はか</sup>ひる無きなり。」と。後兩月して相に拜せらる。<sup>(二一五)</sup>

と有り、文惠公（洪邁の兄洪适の諡號）の書信中の「去」字を用いて相字が行われている。これは、文惠公自身が「相を求」めて「意に隨ひて一字を書」したのではない。文惠公自身には、自らの進退を朱安國に占わせる意圖は

無く、洪邁が勝手に文惠公の書信中の文字を示して占わせているのである。このように、占問の意思とは無關係に書かれた文字を用いた相字も行われていることは、必ずしも占問者の書いた文字のみに依拠する占術ではないという相字の特性を示すものである。また、朱安國のこの占例は、「其の體草を帶ぶ」という洪邁の記述が親切極まりないが、草書の「去」字と「天」字に、横畫を貫くか否かという差異が有ることから、「去」字を「天上に出づ」と解釋したものである。これは字形に依據しながらも別字の字義を導き出すことは無いため、陳氏の説く化形の範疇には含まれず、字形を象徴的に認識する手法である。これらの特性は、書鄭仰田事に有る「觀梅拆字」の呼稱と共に、次節以降に鄭仰田の占例を見ていく上で、重要な觀點を提供するものとなる。

### 三、書鄭仰田事の中の相字

書鄭仰田事の内容は、大きく三段に分かれる構成となっており、初段は鄭仰田の出自と老僧より諸家の占術を授かること、中段は天啓年間の北京に於ける奄黨關係の占例三件、そして最後には崇禎年間の事跡と臨終の言葉などが記されている。この内、最後の段に記された事跡は、錢謙益の難を前知し、八十二歳の身ながらも清江浦（淮安）から長安、そして德州までを「行及奔馬」という速さで歩んだこと、群僧の到來を告げたことなどが記されており、特定の占術を用いた話ではなく、文中に錢謙益が「公は術士に非ず、古の異人なり。（公非術士、古之異人也。）」と鄭仰田を評する所以となっている。

それに對して中段には具體的な占例が見え、この三件はいずれも相字である。今先にこの三件を擧げ、鄭仰田の

行った相字の概要を確認したい。

一件目は、天啓初年の相（内閣大學士）の人選を占うものである。

天啓の初め、將に相を卜せんとす。南樂全字を指し占を爲さしむ。仰田曰く「全字は人に從ひ王に從ひ、四畫なれば、當に相は四人なるべし。」と。其の姓名を問ふ。曰く「全字は三畫を省けば土と爲り、當に姓に土を帶する者有るべし。四畫を省けば丁と爲り、當に丁を姓とする者有るべし。兩畫を省き縦横すれば木と爲り、當に名の木に屬する者有るべし。省く所の文を以て全て之を歸せば、當に全を名とする者有るべし。」と。南樂曰く「木は林尚書に非ざるか。」と。曰く「獨だ木のみにて林を成さず、名とする者にして姓に非ざるなり。」と。已にして莆田・貴池・元城・涿州四相を拜し、一に其の言の如し。<sup>(二十六)</sup>

占問者の南樂は、魏忠賢とは同姓を以て親しんだ南樂出身の魏廣徽であろうか。<sup>(二十七)</sup> 注目すべきは、南樂は「全字を指し」て鄭仰田に占わせていることである。この文字を「指し」て占わせる方法は、以下の二件にも共通しており、このことから、鄭仰田の相字は、紙面などに書かれた數種の字の中から、先ず占問者に一字を選ばせて行われるものであったことが推測できる（この方法については次節に觸れる）。

南樂が選擇した「全」字を用いた新たな入閣者に対する鄭仰田の占いは、先ず「全」字が「人」字と「王」字に從う字作りであり、「王」字は「四畫」であるから、入閣者は「四人」であるとす。「全」字を「人」と「王」に分解し、更に「王」字の字義・字音とは無関係に、その字形の畫數が「四畫」であるからと「四」という數を導き出す點に、その相字の特徴が見える。次に入閣者の姓名を問われ、「全」字から三畫を省いて「土」字、四畫を省いて「丁」字、更に二畫を省いて「木」字、またこれらの文字を合わせて「全」字を導きだし、入閣者四人はそれ

ぞれ姓名にこれらの文字を有するとする。

これらの内、入閣者の姓名を導き出すのに、何故「全」字から三畫・四畫と省いていくのか、この「三」「四」という数がどのようにして導き出されたものであるかは、詳述されていない。また、「全」字から「木」字を導き出すに当たり、「兩畫を省き縦横す」とは、恐らく横畫二つを省き、人字の位置を下に移動して初めて「木」が導き出されるのだが、先の「土」「丁」が三畫・四畫を省くだけで導き出されたのに對し、些か恣意的な操作を覚える。しかし、こうした點畫の移動などによって文字を再構成することは、陳氏の説く化形の離合の範疇であり、鄭仰田の相字の大きな特徴である。

なお、結果として新たに入閣した四人「莆田・貴池・元城・涿州」とは、『明史』によれば周如磐・丁紹軾・黃立極・馮銓を指し、周如磐は姓に「土」字を含み、丁紹軾は「丁」字を姓とし、黃立極は名の極字が「木」部に屬し、馮銓は名に「全」字を含んでいる。

二件目は、奄黨の吳淳夫と確執の有った李卯かに對する占いである。

晉江の李卯、奄黨の吳淳夫と都有り、吞字を指し以て問ふ。仰田曰く「彼の勢能く汝を呑み、小敵に非ざるなり。天に従ひ口に從へば、其の人吳姓に非ざるか。」と。「然らば則ち何如。」と。曰く「吳は口を以て頭と爲すに、彼の頭已に地に落つ。汝何をか憂ひん。」と。逾年にして吳法に伏す。

李卯については未詳であるが、吳淳夫も晉江出身なので、二人は同郷であつたらしい。李卯の選擇した「吞」字を用いた占いが、先ず「彼の勢能く汝を呑み」と言うのは、「吞」字の字義に依據したものである。次いで李卯の敵對者を「小敵に非ざるなり」と言うのも、「汝を吞」む程の勢力で有るから「小敵」ではない、という論理展開

を見せており、これは一件目の例には見られなかった方法である。これらの対象の文字をそのままの字義に依據して解釋して占いを行う方法は次の三件目の例にも見えるものであるが、當然陳氏の説く析字の範疇には無い。

その後は先の例に見えた字形に依據した相字を行っている。「呑」字が「天に従ひ口に従」ふことから、李卯の敵対者を「其の人吳姓に非ざるか」と説くのは、「吳」の異體字である「吳」を指すものである。このように異體字という字形のバリエーションも念頭に置いて文字を占うことも、鄭仰田の相字の特徴の一つであるが、「呑」字の字形の構成を上下轉倒させて「吳」字とすること自體は、陳氏の説く化形の離合に当たり、前節にも見たように相字の特徴として珍しいものではない。

しかし、その後の「吳は口を以て頭と爲すに、彼の頭已に地に落つ。」とは、「吳」字を人の身體に準え、本來頭部に在るべき「口」字が、今「呑」字では下部に在り「已に地に落つ」、つまり「吳姓」の者は頭を體から離して地に落とす命運であることを暗示するのであり、前節に見た朱安國の占例同様に、字形を象徴的に認識した手法と言えよう。

なお、『明史』卷三百六閹黨傳に「莊烈帝嗣位、淳夫・文煥・吉・夔龍、並以上林典簿樊維城・戶部員外郎王守履言、逮治論死。」と有り、『明實錄』附錄崇禎長編卷十九、崇禎二（一六二九）年正月丁丑の條に、「定逆案。上諭畧曰」云々と有る中の「論斬者二十人」に吳淳夫の名も見え、同三月乙亥の條に「吳淳夫・李夔龍論斬」と有る。また、書鄭仰田事に「逾年」と有ることから、鄭仰田が李卯を占ったのは崇禎元（一六二八）年であることが分かる。三件目の例は、奄黨の首魁魏忠賢に召されてその命運を占ったものである。

魏奄仰田を召し數を問ふ。仰田蓬頭突鬢し、踉蹌して往き、長揖して坐に就く。奄囚字を指し以て問ふ。群奄

列侍し、皆愕眙失色す。仰田徐に應じて曰く「囚字は國中一人なり。」と。奄大いに喜ぶ。出でて人に謂ひて曰く「囚は則ち誠に囚なり、吾詞を詭り以て死を逃るのみ。」と。白門に之く。奄勢益々熾んなれば、俞少卿密かに之を扣ぬ。仰田晝に屋梁の下に臥し、梁上に斷綆の下がり垂るる有り。仰田之を指さして曰く「此の如くならん。」と。未だ幾くもせずして、奄果して自縊す。(三十一)

この占例は、相字を行っていないようにも見える。魏忠賢の選擇した「囚」字を「國中一人」と解釋したのは、「囚」字の國構えを「國」と解釋し、その中に「人」字が有ることに依據したものであつて、これ自體は相字であらうが、實際には「死を逃る」ために「詞を詭」つたのであり、占いの内容ではない。しかし、たとえ偽りであろうとも、字形に依據した「國中一人」が、相字によつて導き出されたことは明白である。

また、鄭仰田の實際の「囚」字に對する占いは「誠に囚なり」、つまり「囚」字の字義通りの解釋であり、相字が行われていないように見える。しかし、二件目の例に見たように、鄭仰田の相字は如字の字義に依據することもある。そこから見れば、魏忠賢の選擇した「囚」字を「誠に囚なり」と解釋することも、相字の範疇に含まれるのであろうか。

この三件目の後半には、累が及ぶことを避けて白門（南京）に避難した鄭仰田を尋ねた俞少卿(三十一)に對し、鄭仰田が梁上より垂れ下がる斷綆を指さして「此の如くならん」と言い、間もなく魏忠賢が自縊したことが記されている。これは何らの文字にも依據しない預言であり、鄭仰田の先知が相字のみに依據するものではないことを知らせている。

ところで、魏忠賢の自縊は天啓七（一六二七）年のことなので、『明史』卷二十二熹宗本紀(三十一)、この三件目の占例は、二件目の占例の前に行われていたはずであり、書鄭仰田事の記述は時代を前後させている。これは恐らく、鄭

仰田の占例の対象を、魏忠賢の専制初期の入閣者、魏忠賢周辺の人物、魏忠賢張本人と推移させることで、鄭仰田の名聲が徐々に政局の中樞にまで及んでいく過程を見せようとした文學的な操作であろう。<sup>(二三四)</sup>

また、このような書鄭仰田事の時系列の操作が、上述の鄭仰田の名聲が政局の中樞に及ぶ過程を描くことのみを理由とせず、後段に見える作者錢謙益の鄭仰田に對する「公非術士、古之異人也」、つまりは、單なる相字などの占いを用いる占術の士ではないという評價へと導くことをも理由としているのであれば、三件目の例は、後半の斷綆を指さしての言葉が占いを超えた預言だというだけではなく、「誠に囚なり」もまた相字の範疇を超えた預言として記された可能性も有る。

以上三件の例に見た鄭仰田の析字の特徴を一先ず整理すれば、①字形を分解する(全)。②分解した文字それぞれに意味を持たせる(囚)。③分解した文字を組み合わせる(吳)。④異體字を用いる(吳)。⑤點畫を移動する(木)。⑥畫數を用いる(王)。⑦畫數を増減させる(土・丁)。⑧如字の字義を用いる(吞・囚)。が挙げられる。これら八點の内、①～⑦までの七點が字形に依據する方法であることには注意しておきたい。

なお、陳氏の説に従ってこれらの鄭仰田の相字の特徴八點を分類すると、①～⑤は化形の離合であり、⑦は化形の増損(の損)となり、⑥と⑧は修辭法としての析字の範疇には含まれない。

#### 四、觀梅析字の稱

占う対象となる文字を占問者に指させるといふのも、前節に見た鄭仰田の相字の大きな特徴の一つである。これ

は前節に述べたように、紙面などに書かれた數種の字の中から、占問者に一字を選ばせるものであったと推測できるが、或いは洪邁が文惠公の書信中より一字を選択して朱安國に占わせたように、占問者自らが適當な文書中から文字を指し示して占わせた可能性も有る。

周亮工の『字觸』卷二には、前節に見た書鄭仰田事の中の三例を含めて、鄭仰田の占例が七條載せられている。<sup>(三十七)</sup> その中には、韓蒲州と劉南昌が「示すに筭字を以てす（示以筭字）」と有るように、占問者が自ら文字を用意して鄭仰田に提示したと解釋できる例も有るが、他の三條にはより特異な占例が記されている。

一件目は、倪元璐が國子監祭酒爲りし時、内閣首輔の溫體仁と不和となつたが、偶々ある官人の席上に居合わせた鄭仰田は、所持していた骰子が「四紅子」を出したことから初對面の倪元璐が京官四品の掌印、つまり大司成（『禮記』に由來する國子監祭酒の唐名）である事、骰子が骨でできていることから姓名中に「骨」字を有する者と敵對している事、骰子が四面稜角であることから「刑方爲圓」（『楚辭』に由來する成語）と圓滿な解決はできない事、骰子が四角く口に類することから落職後も歸還（回）が叶う事を言い當てている。

二件目は、家居中の顧起元(三十七)が使用人に象棋の車の棋子を持つて尋ねさせた所、鄭仰田は、「車」字を「二甲一」と離合して貴人である事、車の棋子は棋局（盤）上を縦横無盡に進むことから文章に名の有る事、ただし現在は政局の外に在る事、すでに棋局から取り出されて象棋ができないことから病を得ている事を言い當てている。

三件目は、張可大が山東に出兵した時、子の張遺が父を訪ねる際にその吉凶を鄭仰田に問うて「意に隨ひ案上の一書を掲ぐ（隨意揭案上一書）」と『太平御覽』卷五十二の最終葉であつたことから、「此の一人は乃ち大人（此一人乃大人）」である事、國のために賊を平らげれば名が御覽に登るのだから貴人であることは疑い無い事、卷の終

わりは文が盡きているので武事によって名の有る者である事、次の一葉が卷五十三の神仙部であるため五十三歳で没する事を言い當てている。(三十九)

これらの例を見ると、骰子は出目と素材と形状に依據して占われており、棋子は「車」字の離合を行っているが、他は棋局上に在るか否かが問題となっており、『太平御覽』の例の「一人」「大人」は「太(大)」字の離合であるうが、他は書名や巻数などが問題となっており、最早文字に對する解釋を用いて占っているとは言い難いものがある。そこで想起されるのが書鄭仰田事に見える「觀梅拆字」の稱である。

「觀梅」とは、「觀梅數」の略稱であり、あるいは梅花數とも稱す易占の一種であり、現在は梅花心易と稱されることも有る。明の中期の季本は、その撰『易學四同別錄』卷二に季本が「元末之書」と斷ずる『梅花數』を輯録し、その題目に、

一名は觀梅數。本は題して康節梅花數と曰ひ、故に邵の圖の後に附す。梅花は先春にして蓓蕾を露し、生意のあらわ早く動く者なり。幾ど動くの初、思慮方に起きて鬼神知る可きの時に占へば、故に數をば梅花を以て焉に名づく。(四十二)

と注し、また、『梅花數』に、

先天の數の未だ卦を得ず先に數を得る有り、數を以て卦を起こせば、故に先天と曰ふ。後天の數の未だ數を得ず先に卦を得る有り、卦を以て數を起こせば、故に後天と曰ふ。(四十三)

と有るのに對しては、

「先天の數」は物の生ずる所・氣の置く所・事の遇ふ所を謂ふ。皆年月日時有り、年は子年を以て一の數を起

こし、年には十二月有れば則ち正月を以て一の數を起こし、月には三十日有れば則ち初一を以て一の數を起こし、日には十二時有れば則ち子時を以て一の數を起こす。皆其の數に隨ひて之を數へ、以て八卦に分かつこと、一を乾と爲し二を兌と爲して八は則ち坤と爲すが如きなり。除八の外は則ち畸零の數を用て焉を起こす。年月日の數を上卦と爲し、年月日の加時の數を下卦と爲し、年月日時を合し六を以て之を除し、餘を動爻と爲す。又十干は則ち甲を以て一の數を起こし、十二支は則ち子を以て一の數を起すが如し。聞く所の聲は則ち字句の多寡を以て數を起こし、見る所の物は則ち件目の多寡を以て數を起して上卦と爲し、値たる所の時の數を以て配して下卦と作し、卦數時數を併せ總除して爻を取ること前法の如し。又一語の如きは則ち其の數を平分して上下の卦と爲し、數少きは上卦と爲い、數多きは下卦と爲す。蓋し天は輕清に地は重濁なるの義を取るならん。其餘は或いは其の方所に驗し、或いは其の物聲を辨じ、其の所屬を詳かにすれば、皆卦を起こす可く、其の悲喜を察し、其の吉凶を斷ず。所謂「未だ卦を得ず先に數を起こす」とは此の如し。後天の數は、物類の八卦に屬する者を以て上卦と爲し、其の物の所在の方位を下卦と爲し、時の數を其の上に加へ以て動爻を取る。物類は乾天・坤地、乾馬・坤牛の類の如く、著法別傳内篇(四十四)に詳見す。八卦は萬物屬す。所謂「未だ數を得ず先に卦を得」とは此の如し。先天の卦の吉凶を斷ずるに、止だ卦を以て論ずるのみにして、易爻の辭を用ひざるは、其の時未だ易書有らざるを以てなり。後天は則ち易辭を用ひ兼ねて卦を以て斷ずるは、其の時已に易書有りしを以てなり。(四十四)

との注が有る。これに據れば、觀梅數は先天と後天の數を用い、先天であれば、「物の生ずる所・氣の置く所・事の遇ふ所」の年月日時、あるいは「聞く所の聲」の「字句」や「見る所の物」の「件目」に由つて數を起こし、後

天は萬物の屬類する八卦に由つて數を起こし、先天は易辭を用いず、後天は易辭を用いるが、ともに數より起こした卦によつて吉凶を論じるのである。つまり、物類として具體的な物體を有さなくとも、年月日時や「字句」「件目」、さらには「一語の如き」單語すら、先天數を起こす對象と成り得るのである。

本稿に見た相字の占例には、鄭仰田の「全」字の占いの様に、畫數を數える例は有つたが、そこから卦を立てることはしていない。しかしながら、相字と觀梅數との關係は、清初の劉廷璣の『在園雜志』(四十五)卷一に、

測字は觀梅に起こり、易數中の小技なると雖も、然れども奇中する有り。而して名の九重に達する者は、宋の謝石の輩の如き、自ら多からず。(四十六)

と指摘されている。『古今圖書集成』の拆字部を見ると、そこに引かれる『拆字數』の序も、

夫れ先天は已に露るるの機、後天は未だ成らざるの兆なり。先天は則ち事有りて始めて一事の吉凶を占ひ、後天は則ち未だ知らざる所有りて出で、倉卒の頃にして休咎焉に驗る。あらは故に先天は測り易きと爲し、後天は測り

難きと爲すなり。先天は則ち執著する有りて卦を成し、後天は物に觸るれば即ち卦有り、此れ全て人心に在り、神の用ふる所なり。其れ能く推測の精・所用の活あれば則ち一事一物無くとも之れが數を逃す莫きなり。(四十七)

と始まつており、又拆字部には『新訂指明心法』から「相字心易」「論八卦性情」「八卦取象」などが引かれており、劉廷璣の指摘が臆斷より出たものではないことが分かる。

拆字部が『新訂指明心法』から引く文章の中には、他にも筆畫を五行に分類した「五行體格式」や「辨別五行歌」、または筆畫を六神に分類した「六神形式」なども見え、決して『易』(卦)のみで文字を占うわけではなく、書された文字の濃淡・肥瘦・長短・闊狭などから書した者の衣食富貴を判斷する「筆法筌蹄」や、特定の偏旁ごとに吉

凶の判断方法を記した「元(玄)黄筆法歌」などは、本稿第二節に見た宋の謝石等の占例に近い方法である。なお、拆字部には「紀事」として析字の占例を載せるが、全て本稿に見た相字の占例やそれに類するものである。

相字や觀梅數の歴史的な發展や展開は未だ詳論されることが無いため、推論となるが、北宋の末に始まる相字は、諸占術から影響を受けつつ、元末には成立していた觀梅數の影響も受けることとなり、遅くとも明代には、觀梅數の範疇に含まれるものとして認識されていたのではないだろうか。そこに初めて「觀梅析字」の稱が生まれ得るのである。相字が觀梅數の影響を受ける素地は、すでに第二節に觸れた朱安國の占例に見えた、占問の意思とは無關係に書かれた文字の字形を象徴的に扱う手法に現れていたと考えることもできる。

明の日用類書『五車拔錦』卷之二十卜筮門が引く『康節邵先生觀梅數』に、「析字之應」と題して、

若し物の形を見れば、當に字の體を詳かにすべし。石の皮に逢ふは破と爲し、人の本に傍ふは体と爲す。笠水畔に漂ふは泣字分明に、火林中に入るは焚形顯見す。三女は陰私の擾有り、三牛は犇走の憂有り。一木兩火は榮耀の光、一水四魚は鰥居の象。人の牛背に繼ぐは失脱を防ぎ、人の犬吠を言ふは獄囚を憂ふ。一斗空門に入るは鬪争し、兩絲白木に纏ふは樂至る。人虚門に入るは則ち囚有りと爲し、兩人木を夾むは待つ所必ず來る。という一文が有るのは、正しく觀梅數に相字が取り込まれた姿を見せるものである。

## 結語

本稿に見た北宋末に起こる謝石等の占例と錢謙益の書鄭仰田事に記された占例は、大同小異とはいえ、ともに相

字と見なし得るものである。また、周亮工の『字觸』に記された鄭仰田の占例には、錢謙益の書鄭仰田事に記された占例に該當する例を除くと、一概に相字とは判断しかねる、つまり文字を用いて占っているとは言い難い例が含まれていた。しかし、こうした差異は、相字が元末より明代に於いて觀梅數に内包された結果、「觀梅析字」とも稱される新たな占法として展開していたことを示す例なのであろう。というのが、本稿の結論とも言えぬ推論である。

書鄭仰田事に記された鄭仰田が「觀梅析字」によって名を得たという記述は、『字觸』に記された鄭仰田の占例が、相字の占例とそれに付屬された占例などではなく、一つの「觀梅析字」という範疇の占例であるという視點を提供するものであり、『字觸』に記録された他の占例を精査していくためにも、重要な認識を與えるものだと言えよう。

しかしここに、一つ不可解な問題が生まれる。『字觸』は、撰者周亮工によって度語・隱語・謎語は固より、離合詩や讖緯・災異の説、謝石や鄭仰田等の相字の占例まで、古今の事例を採集した書であるため、鄭仰田の占例を可能な限り全て記録していることは、當然とも言える。しかし、書鄭仰田事に載せられた先例が、北宋末の謝石等と大差の無い、舊態依然とした例ばかりであるのは、何故だろうか。周亮工も知り得た占例を、鄭仰田と親しく接していた錢謙益が知り得なかったとは考え難い。鄭仰田が「觀梅拆字」を端として世に行われたと記すのであれば、『字觸』に見える骰子・棋子・『太平御覽』を用いた占例こそ、「觀梅」の妙を得た鄭仰田の占術を如實に描寫できただけではなからうか。

ここに推論を重ねれば、錢謙益が書鄭仰田事に載せた三例を選択した理由として、以下の三つが想定できる。一つ目は、錢謙益がいかに探花及第していようと、觀梅數などには通じておらず、鄭仰田から話を聞いても他の占例の内容が理解できなかった可能性である。これは、當時の文人が經學上の『易』から離れた占術に、どこまでの

知識を有していたのか、という問題でもある。二つ目は、たとえ錢謙益に觀梅數の知識が有ろうとも、そうした占術の妙を記しては、鄭仰田の占術者としての特徴がより明瞭になってしまい、「公は術士に非ず、古の異人なり。」という鄭仰田に對する自身の評價を損なうと判断した可能性である。そして三つ目が、錢謙益の觀梅數の知識の有無を問わず、文章の性質として「達意」の文を念頭に置いていた可能性である。

書鄭仰田事が、讀者對象としてどの程度の知識人を想定していたのかは分からない。しかし、例えば日用類書の『三台萬用正宗』卷之二十博戲門に引く『新增奇巧燈謎』折字類には、

項羽當年志氣雄、誰知戰敗總無工、八千子弟今何在、自刎烏江始見空。

という詩の「項」字から「一」字を導き出させる燈謎や、

項羽烏江失勝時、拔山力盡霸圖虛、八千兵散無踪影、泣對虞姬月下離。

という詩の「勝」字から「夫」字を導き出させる燈謎(五十一)が有り、あるいは、「藏頭詩總類」には、

謝吳愁符親問飄胡

の八字を、

言身寸謝口天吳、禾火心愁竹付符、立木見親門口問、西示風飄古月胡。

と讀ませる「析字」、大書された「思」字を離合して、下に四行に分けて記された、

分敬人人不知、中無水莫開池、下不曾行惡事、量天地不相虧。

の各句頭に「十」「口」「心」「思」と付けて讀ませる「吊鐘文」や、「四大部十文字」「酒壺詩文」「玄氣葫蘆」「酒鐘詩」「錦纏枝玉連環文」「玉連環」等、占いとは無關係に離合析字を用いて讀み解く一種の知的遊戯が載せられて

いる。

書鄭仰田事が想定する讀者對象の知識が、こうした通俗的な日用類書の讀者層よりも劣るとは考え難く、書鄭仰田事の讀者は、すでに娯樂の範疇で離合析字を理解し得たと考えるべきであろう。そうであるならば、錢謙益が書鄭仰田事に舊態依然とした占例を記したのは、この程度であれば寧ろ樂しんで理解できるであろう、という認識に由る行爲であるとは考えられまいか。相字とは別に展開していた、隱語・謎語や離合詩から燈謎に至るもう一つの析字文化が、相字の占例を娯樂として讀むことのできる讀者層を醸成していたのである。(五十二)

(一)青囊は、晉の郭璞が郭公より授かった『青囊中書』に因む言葉で、郭璞の『晉書』本傳に依れば「五行・天文・卜筮之術」を記したものであったと推測できるが、後世には郭璞が『葬書』の選者とされる(『宋史』藝文志)ことから、特に風水術を指すことも有る。

(二)袖中は、前後の文から占術の一種と考えられるものの、義未詳。なお『隋書』經籍志三、子部、雜家に沈約撰『袖中記』二卷が、『宋史』藝文志五、子類二、五行類に『袖中金』五卷が著録されており、特に後者は占術に関する書であると考えられるが、その関係も未詳。

(三)壬遁は、六壬・遁甲の併稱。ともに式占の一種。

(四)射覆は、器物で覆われた物品を當てる占い。

(五)書鄭仰田事には、丙子の冬に鄭が「年八十二」と有り、翌己卯の春の事跡も記し、その記述は後の臨終にまで及ぶが、その没年は記されていない。なお、丙子は錢謙益の生没年からも、崇禎九(一六三六)年を指すと考えられるが、同年に金が國號を清に改められている。

(六) 書鄭仰田事には「忘其名」と有るので、仰田は音の近い仰天(『周易』繫辭下傳の「仰則觀象於天」に據る)に因んだ號であろう。  
 (七) 本稿では、文字を用いた占術を原則的に「相字」と呼稱し、依據する文獻に由つては「測字」の呼稱も用いるが、「相字」と「測字」との間に明確な差異を認めるものではない。

(八) 文學での析字の利用については、主に離合詩について喬炳南氏に「離合詩」探求—詩學論叢之一—(『帝塚山大學紀要』第二十四輯、一九八七年)。「離合詩」探究續論—詩學論叢之二—(『帝塚山大學論集』第五十九号、一九八八年)、中谷征充氏に「空海と馬摠の「離合詩」—空海漢詩文研究序説—」(『密教文化』第二二二号、二〇〇三年)。「離合詩」攷究(『高野山大學大学院紀要』第八号、二〇〇四年十二月)の研究が有り、測字については、大野修作氏に「儒道兩教と文字学—測字術を中心に—」(『研究紀要』第十二号、一九九九年三月)の研究が有る。また、謎語とその發展したものである「燈謎」については、中國に多くの研究が有るが、日本語で記されたものとしては、呉修喆氏に「近代における漢字文化新分野の形成—文義謎を例として—」(『アジア地域文化研究』九號、二〇一二年)を初めとした諸研究が有る。なお、前漢末より隋代までの術數・讖緯・災異解釋に用いられた離合の詳細は、拙稿「五行志に見られる離合解釈」(『新しい漢字漢文教育』復刊第一〇五号、全国漢文教育学会)を参照されたい。  
 (九) 字有形・音・義三方面。把所用的文字析爲形・音・義三方面、看别的字有一方面同它相合相連、隨即借來代替或即推行上去的、名叫析字辭。(『修辭學發凡』一九三二年初版。一九七六年十一月、大光出版社)。「第七篇、積極修辭三、一、析字」邦譯「陳望道『修辭學發凡』第七編」訳注「積極修辭三(上)・丙類 言葉を利用した修辭法」付録「現代における析字などの「言葉を利用した修辭法」」五種の研究の進展について(『福岡大學研究部論集A・人文科学編』第十六(二)号、二〇一六年十二月)も参照されたい。  
 (十) 『太平御覽』卷一百七十五所引『晉中興書』に、清暑殿の「清暑」の反語を「楚聲」とする例、『宋書』卷三十一五行志二、金、詩妖に、童謠の歌詞「成子園」の反語を「石子園」とする例、『隋書』卷二十二五行志上、言咎、言不從に、煬帝の舊名「楊英」の反語を「羸殃」とする例、『朝野僉載』卷二に、魏元忠の子の名「叔麟」の反語を「身戮」とする例、『資治通鑑』卷第二百二唐紀十八儀鳳三年十二月の條に、次年の年號「通乾」の反語を「天窮」とする例などが見える。  
 (十一) 小川剛生氏「『韻鏡』の悪戯—受容史の一断面—」(『アジア遊学』一二三號、勉誠出版、二〇〇九年五月)を参照されたい。

(十二)後述する『雲麓漫鈔』が「杭」を「降」として説くのは、借音の例である。また、明の周暉の『金陵瑣事』巻一に、異僧より數學を學んだ新安の汪龍に、袁元峰が白圍棋子を送って「生子」を問うたのに對し、汪龍は棋子を受け取るなり「白者北也。棋子者子也。」と北京から子についての占問であると見抜いたと有る。この「白者北也」も、「白」と「北」の音が近いことに依據した借音の例であろう。明末清初の周亮工の『字觸』巻二には、同じく新安の汪龍(但し「雙瞽」であるとす)の占例をいくつか載せ、その中にも借音の例が見える。なお、近年の古書(測字の解説書・教本の類)には、『字觸』の載す汪龍を宋人と爲すものが多く見られる。しかし、『金陵瑣事』の汪龍の事跡に登場する袁元峰(袁煥)は紛れもなく明人であり、『金陵瑣事』の汪龍も明人であることは疑い無い。『字觸』の載す汪龍の事跡には、その生没年代を特定する語句が無いため、或いは宋明兩汪龍の有る可能性もあるが、『字觸』は「新安汪龍」の直前に「寧波胡宏、深于易理。」と有り、これは南宋の胡宏(胡安國の子、崇安の人)ではなく、『明史』巻九十八藝文志三子類十二五行類に著録された『周易黄金尺』一卷の選者と同一人物である明人胡宏であろうし、『字觸』は各巻中で概ね時代順に項目を條しているため、『字觸』の載す汪龍も明人汪龍、つまり『金陵瑣事』の汪龍と同一人物であると考えられる。『字觸』の載す汪龍を宋人と爲す説は、『字觸』巻二の「寧波胡宏」の前文に「新安朱安國善相字。紹興三十二年」云々と有る事に因り、後人が汪龍を朱安國と同郷同時代の人であると誤った可能性が有る。

(十三)其射決奇中、不可悉數。宋謝石不足道也。

(十四)亥有二首六身、是拆字之權輿矣。漢代圖讖、多離合點畫。至宋謝石輩、始以是術專門。

(十五)「亥に二首六身有り」は「春秋左氏傳」襄公三十年に見える史趙の語。

(十六)兩書の説については、注八所掲拙稿に擧げたため、本稿では略述した。

(十七)都人益共神之、而不知其竟挾何術也。

(十八)嘗與同舍生孟津李蔚慶之論及此。予謂「古無相字法、殆是挾以他術耶。」李曰「不然。此龜卜之餘意耳。」

(十九)謝石潤夫、成都人。宣和間至京師、以相字言人禍福。求相者但隨意書一字、即就其字離析而言、無不奇中者、名聞九重。(『春渚

(二十)『宋史』卷十九徽宗本紀一、即位後改元前の元符三年四月丁未の條に「以帝生日、爲天寧節。」と有り、同卷一百一十二禮志十五に「徽宗以十月十日爲天寧節」と有る。

(二十一)恐らく大分角張った書體なのであろう。曹全碑や雁塔聖教序にそう解釋し得る「也」字を見ることができぬ。

(二十二)趙必去。秦必留。日者君象。趙書退字、人去日遠。秦書人字密附日下、日字左筆下連、而人字左筆斜貫之、踪跡固矣。欲退得乎。

(二十三)自今可賀矣。杭字於文離合之、有兀尢字。且杭者降也。兀尢其降乎。

(二十四)兩字とも上古音から聲母は一致するが、『廣韻』では「杭」は下平聲唐韻に、「降」は上平聲江韻に屬するものの、『中原音韻』では共に江陽韻に屬している。

(二十五)文惠公爲參知政事、上章丐去。未諧、朱訪予。予曰「用書信中字可占否。」曰「可。」即指書中去字使觀之。其體帶草。朱捧玩咨嘆曰「此尊官、已是貴人。今所占何事。」予曰「見任兩府、方力求去。」朱曰「正鑽頭出天上、將位冠百僚。無庸詢休逸之請也。」後兩月拜相。

(二十六)天啓初、將卜相。南樂指全字爲占。仰田曰「全字從人從王、四畫、當相四人。」問其姓名。曰「全字省三畫爲土、當有姓帶土者。省四畫爲丁、當有姓丁者。省兩畫縱橫爲木、當有名屬木者。以所省之文全歸之、當有名全者。」南樂曰「木非林尚書乎。」曰「獨木不成林、名者非姓也。」已而拜莆田・貴池・元城・涿州四相、一如其言。

(二十七)魏廣微は、天啓三(一六二三)年に禮部尚書東閣大學士に拜され、同五(一六二五)年八月己亥に罷め(『明史』卷二十二熹宗本紀)、少傅兼太子太師に進んでいる(同卷一百十宰輔年表二)。この占例は後文からも天啓五年のものとして推定でき、魏廣微自身はすでに入閣していたものの、當時は魏忠賢の専制初期に当たり、その後の入閣者の人選が魏忠賢の近親者であるか否かが當事者たちにとつても重要な懸念事項であったのであろう。

(二十八)明史卷二十二熹宗本紀、天啓五年八月戊子に、「禮部尚書周如磐兼東閣大學士。侍郎丁紹軾・黃立極爲禮部尚書、少詹事馮銓爲禮部右侍郎、並兼東閣大學士、預機務。」と有り、同卷一百十宰輔年表二に見える天啓五年の新任者もこの四人のみである。なお、周如磐は、『明史』に傳が無いが、『明實錄』熹宗實錄卷六十八、天啓六年二月甲申の條に「太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士周如

磐卒。如磐、福建莆田縣人。萬曆二十六年進士。」云々と有る。丁紹軾も『明史』に傳が無いが、『明實錄』熹宗實錄卷七十天啓六年四月戊戌の條に「太子太保禮部尚書兼文淵閣大學士丁紹軾卒。紹軾、南直貴池人。萬曆丁未進士。」云々と有る。黃立極は、『明史』卷三百六關黨傳に「黃立極、字中五、元城人。萬曆三十二年進士。」云々と有る。馮銓は後に清にも仕えたため『清史稿』に立傳されており、同卷二百四十五馮銓傳に「馮銓、字振鷺、順天涿州人。明萬曆進士。」云々と有る。

(二十九)南樂の「木は林尚書に非ざるか」という問いは、天啓三年に禮部尚書となっていた林堯俞(『明史』卷一百二十七卿年表二)を指したものであろう。

(三十)晉江李卯、與奄黨吳淳夫有郤、指吞字以問。仰田曰「彼勢能吞汝、非小敵也。從天從口、非其人吳姓乎。」然則何如。」曰「吳以口爲頭、彼頭已落地矣、汝何憂。」逾年而吳伏法。

(三十一)『明史』卷三百六關黨傳に「淳夫、晉江人。萬曆三十八年進士。」云々と有る。

(三十二)魏奄召仰田問數。仰田蓬頭突鬢、踉蹌而往、長揖就坐。奄指囚字以問。群奄列侍、皆愕眙失色。仰田徐應曰「囚字國中一人也。」奄大喜。出謂人曰「囚則誠囚也、吾詭詞以逃死耳。」之白門。奄勢益熾、俞少卿密扣之。仰田晝臥屋梁下、梁上有斷綆下垂。仰田指之曰「如此矣。」未幾、奄果自縊。

(三十三)俞少卿は、天啓二年九月戊戌に光祿寺少卿となった俞彥(『明實錄』熹宗實錄卷二十六)であらう。

(三十四)魏忠賢の自縊以前に南京に避難した鄭仰田が、二件目の占例に見えるように、吳淳夫が法に伏す前年(一六二八)に李卯の問いに答えていることには矛盾が生じるように見えるが、周亮工の『字觸』が載せる鄭仰田の占例に據れば、鄭仰田は魏忠賢の自縊以後再び北京に來ていたようである。李卯を占ったのが北京再訪時のことであれば、書鄭仰田事の記述が時系列を無視していることがより明白にならう。注三十六も参照されたい。

(三十五)三例中、一件目と二件目の例については、書鄭仰田事と同じく「指」と有るが、三件目については、「寫」と有る。錢謙益と周亮工がそれぞれ何に依據して文を異にしているかは未詳であるが、錢謙益が先の二例に合わせて三件目も「指」とした可能性も有らう。

(三十六) 倪元璐は天啓二年の進士。號は鴻寶。『明史』卷二百六十五に傳有り。本傳に據れば、倪元璐が國子監祭酒となつたのは崇禎八(一六三五)年のことであるため、鄭仰田は魏忠賢の累が及ぶことを避けて南京に避難した後、再び北京に来ていたようである。(三十七) 顧起元は萬曆二十六年の進士。號は鄰初。『客座贅語』等の著が有る。『明史』に傳は見えないが、中華書局元明史料筆記叢刊『客座贅語』の點校説明に據れば、殿試は一甲三名(探花)、官は國子監祭酒・吏部左侍郎兼翰林院侍讀學士を累選した後に隱棲し、七度徵召されても應じなかつたという。

(三十八) 張可大は萬曆二十九年の武進士。諡號は莊節。『明史』卷二百七十に傳有り。本傳に據れば、官は右都督に至り南京左軍都督府に異動する前に、崇禎四(一六三二)年から五年にかけて、孔有徳から登州を守り、殉じた。

(三十九) 實際の『太平御覽』は、卷三十六〜七十五が地部であり、卷六百五十九から道部が始まり、真人・天仙・地仙等の小目は有るものの、神仙という小目は存在せず、『字觸』のこの占例に見える卷次と一致しない。一方で『太平廣記』は卷一〜五十五が神仙部であり、一應卷次は一致する。恐らく傳承の過程で『太平御覽』と『太平廣記』が混同されたのであろう。

(四十) 字は明德、山陰の人。正徳十二(一五一七)年の進士。(四庫全書總目提要、『易學四同八卷別錄四卷』提要)

(四十一) 一名觀梅數。本題曰康節梅花數、故附邵圖之後。梅花者先春而露蓓蕾、生意之早動者也。占於幾動之初、思慮方起而鬼神可知之時、故數以梅花名焉。

(四十二) 有先天之數未得卦先得數、以數起卦、故曰先天。有後天之數未得數先得卦、以卦起數、故曰後天。

(四十三) 善法別傳内篇は、『易學四同別錄』卷三に輯録された篇名。

(四十四) 「先天之數」謂物之所生・氣之所置・事之所遇。皆有年月日時、年以子年起一數、年有十二月則以正月起一數、月有三十日則以初一起一數、日有十二時則以子時起一數。皆隨其數而數之、以分八卦、如一爲乾二爲兌而八則爲坤也。除八之外則用疇零之數起焉。

年月日之數爲上卦、年月日加時之數爲下卦、合年月日時之數以六除之、餘爲動爻。又如十干則以甲起一數、十二支則以子起一數。所聞之聲則以字句之多寡起數、所見之物則以件目之多寡起數而爲上卦、以所值之時數配作下卦、併卦數時數總除取爻如前法。又如一語則平分其數而爲上下卦、數少者爲上卦、數多者爲下卦。蓋取天輕清地重濁之義也。其餘或驗其方所、或辨其物聲、詳其所屬、

皆可起卦、察其悲喜、斷其吉凶。所謂「未得卦先起數」者如此。後天之數、以物類之屬八卦者爲上卦、其物所在之方位爲下卦、加之時之數於其上以取動爻。物類如乾天・坤地、乾馬・坤牛之類、詳見善法別傳內篇。八卦萬物屬類。所謂「未得數先得卦」者如此。先天斷卦吉凶、止以卦論、不用易爻之辭、以其時未有易書也。後天則用易辭兼以卦斷、以其時已有易書也。

(四十五) 康熙乙未（一七一五）年の自序が有る。

(四十六) 測字起于觀梅、雖易數中小技、然有奇中。而名達九重者、如宋謝石輩、自不多。

(四十七) 夫先天者已露之機、後天者未成之兆也。先天則有事始占一事之吉凶、後天則有所未知而出、倉卒之頃而休咎驗焉。故先天爲易測、後天爲難測也。先天則有執著而成卦、後天觸物即有卦、此全在人心、神之所用也。其能推測之精、所用之活則無一事一物莫逃之數矣。

(四十八) 若見物形、當詳字體。石逢皮而爲破、人傍本而爲休。笠漂水畔泣字分明、火入林中焚形顯見。三女有陰私之擾、三牛者有犇走之憂。一木兩火者榮耀之光、一水四魚者鰥居之象。人繼牛背防失脫、人言犬吠憂獄囚。一斗入空門鬪爭、兩絲纏白木樂至。人人虛門者則爲有囚、兩人夾木者所待必來。

(四十九) 現在なおも邵雍の撰として傳わる『梅花易數』には、「字占」「一字至十一字占」「復明寫字之應」という條目を見ることができ、「字占」「一字至十一字占」は字數や畫數より卦を立てる内容であり、本稿に見た『梅花數』の内容に近いが、「復明寫字之應」は字の濃淡を見る内容であり、『新訂指明心法』に近い。

(五十) 「項」字（初句）に、「工」無く（二句）、「八」何在（三句）、「自」勿（結句）するので、「一」（項字の右傍の初画）になる。

(五十一) 「勝」字（初句）に、「力」盡き（二句）、「八」踪影無く（三句）、「月」下離る（結句）ので、「夫」字になる。

(五十二) 『虞初新志』には書鄭仰田事の他に、卷九に載る王士禎の皇華紀聞に魏莊渠が碎いた南華寺六祖の鉢の破片の文字が「委鬼」であった事、卷十に載る宋肇の筠廊偶筆に蔡錫が海に沈んだ兵卒が出した「醋」字から橋の工期を「八月廿一日」と定めた事、卷十五に載る洪若皋の乩仙記に殿試の結果と問うた所「裏」字が書され、「二十二又二里」つまり「二甲四十二名」で及第した事、卷二十に載る汪價の三儂贅人廣自序に汪價と李雲田が汴市にて「錢」「賤」字を離合して談笑した事等、離合析字の例を見ることができ。